

# 農業振興地域整備計画の変更申出書

美作市長 殿

(土地所有者「申出者」) 住所: 〒707-0025 美作市栄町38-2

ふりがな みまさか たろう

氏名: 美作太郎

連絡先(自宅) 0868-72-0000

(その他) 09xx-△△△-□□□□

(事業計画者) 住所: 〒

ふりがな

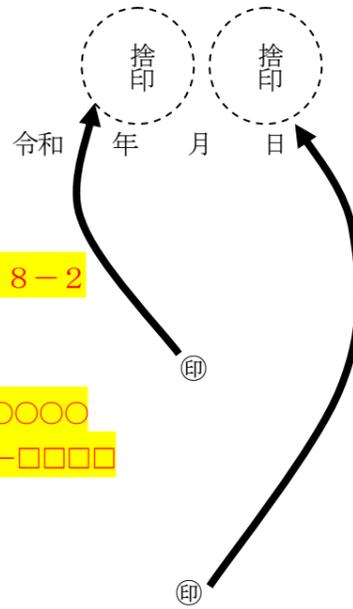
氏名:

連絡先(自宅)

(その他)

(※申請者と事業計画者が違う場合は記入してください)

(※法人の場合は、登記簿謄本と定款が必要)



**記入例**

・登記簿謄本の名義を記入。  
・連絡先の(その他)は、すぐに連絡がとれる携帯電話の番号等。

・事業計画をしている方の住所、氏名を記入してください。  
・連絡先の(その他)は、すぐに連絡がとれる携帯電話の番号等。

・分筆予定の場合は、その面積を記入して下さい。

農業振興地域整備計画を変更(編入・除外・軽微変更)したいので関係書

申出します。

## 1. 変更申出に係る土地の表示

大字	字	地番	登記地目	面積(m <sup>2</sup> )	内変更希望面積(m <sup>2</sup> )	直近年の利用生産状況等
栄町	さかえ	1111	田	1,000	500	水稻

・大字、字、地番、地目、面積までは登記簿謄本を見て記入。  
・変更面積は、全部を変更する場合は左欄の面積と一致するが、一部分のみの変更の場合は、変更しようとする面積を記入。

・直近年の利用生産状況等については、申請時の1年前までに作付した品目等を記入(例:米麦、野菜、無作付等)。

## 2. 除外後の用途(変更の目的)

一般住宅用地、倉庫用地

## 3. 変更申請にかかる隣地承諾

上記農用地利用計画変更  
異議なく承諾いたします。

・農振変更後に利用する用途を記入。  
(例:一般住宅、露天資材置場、露天貸駐車、倉庫など)。

土地所有者及び耕作者				隣接農地	
区分	住所	氏名	承諾印	所在	地目
耕作者・所有者	美作市栄町〇〇	美作 四郎		美作市栄町1112	田
耕作者・所有者	美作市栄町〇〇	美作 三郎		美作市栄町1110	田
耕作者・所有者	美作市栄町〇〇	美作 花子		美作市栄町1110	田
耕作者・所有者				美作市	
耕作者・所有者				美作市	

耕作者の同意がない場合は、土地所有者から承諾確認したものとみなします。

## 4. 権利区分と計画(該当する契約種類に○を記入し、年月日を記入してください)

農地権利区分	着工予定	完了予定
所有権移転		
賃貸借	令和●●年	令和●●年
使用貸借	7月頃	12月頃
○ 自己所有		
その他( )		

※ 着工予定は、申請締切り日(6月末、12月末)の

・着工予定及び完了予定については、おおよその予定時期を記入。

## 5. 事業計画(農家住宅、車庫、一般住宅などの規模)

構造物名等	建物予定面積m <sup>2</sup>	建築面積/除外申出面積 = 建ぺい率(22%以上)
一般住宅、倉庫	住宅 150 m <sup>2</sup> 倉庫 60 m <sup>2</sup>	210 m <sup>2</sup> /500 m <sup>2</sup> =42%

### <選定理由の例示>

・アパートで暮らしていましたが、子供も大きくなりましたので、このたび自宅を建てる計画をいたしました。今回申請地以外に農地を3筆所有しておりますが、当初は他の農地に建てようと思いましたが、営農上の関係や建築確認などの開発許可等があるのかどうか、担当部署に相談した結果、今回の申請地に決定しました。  
・建設業を営んでおり、業務拡張により資材置場が手狭になったので、事務所から近く利便性がよいので、当申請地を選定した。  
・墓地が狭くなり、他に土地もないので当申請地を選定した。  
・土地所有者と売買の契約が成立したので、申請地に住居を建築するように入りました。

## 6. 申出地の状況等について

(1) 申出地選定について

① 選定理由(選定の経緯)

② 地権者の意向

### <地権者の意向の例示>

・当地域は商業地へ発展する地域にあり、市の商業振興・雇用拡大等に協力するため、事業計画者に協力するようになりました。  
・事業計画者と協議した結果、貸借(売買・賃貸借)の交渉が成立したので、事業計画者の事業に協力することになりました。

③ 規模の決定等について

・住居 150 m<sup>2</sup>、倉庫 60 m<sup>2</sup>及び露天駐車場を含めて申請面積が必要であると思ひ決めました。

1) 除外面積は、原則として農家住宅は1,000m<sup>2</sup>まで、一般住宅は500m<sup>2</sup>までです。

2) 隣地承諾欄は、水路や道で隔たれている場合の農地は不要。(編入の場合は不要。)

3) 墓地経営の場合は、事前に市役所から安全課又は、各総合支所地域福祉係へご相談ください。

4) 編入申請の場合は、1. 2. について記入してください。

7. 添付書類等一覧(提出部数は全て1部)

提出時 チェック欄	提出書類及び 確認事項	説 明	備 考
	①農業振興地域整備計画の変更申出書		農業振興課へ様式あり
	②変更申出地案内図	・申出地を赤で明記。 ・住宅地図のコピーでも可。	
	③地籍図(公図)の写し(縮尺 1/500)	・申出地を赤で囲んでください。 ・分筆予定の場合は、分筆予定線を赤で明記。	美作市役所税務課、各総合支所地域福祉係で取得できます(有料)
	④土地登記簿謄本(土地の登記事項全部証明書)	・全部事項。	法務局又は市役所 1階の法務局証明コーナーでご用意ください(有料)
	⑤土地利用計画図(計画平面図)	・計画平面図及び配置図。 ・増築や敷地拡張の場合は、既存建物等を含み明記。 ・資材置場については資材ごとの配置と通路等を明記。 ・駐車場については、収容台数がわかるよう駐車区画線を明記(駐車台数等の積算資料含む)。 ・ <b>編入の場合は不要。</b>	任意様式で可
	⑥所有農地等一覧表	・申出地でないとダメな理由や他の農地等では利用計画として適さない理由を記入。	農業振興課へ様式あり
	⑦土地改良区の意見書	・変更しようとする土地で土地改良区がある地域。	農業振興課へ様式あり
	⑧確約書	・土地所有者及び土地利用者が自筆で署名し押印。 ・ <b>編入の場合は不要。</b>	農業振興課へ様式あり
	⑨会社の登記簿謄本と定款	・法人が事業を行う場合は、必要	
	利用権設定等解約書類	賃貸借権等がある場合は、解約の手続きが必要です。	
	相続関係図	相続登記が未了の場合に提出が必要。ただし、 <b>公告・縦覧までに相続手続きが完了しない場合、原則手続きはすすめない。</b>	相続人代表がわかる戸籍謄本を添付
	<b>確</b> 補助事業の対象農地の有無	中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払事業の農地でないこと。	該当の場合は、事業終了まで許可することはできません。
	<b>確</b> 建築確認申請(都市計画区域)	美作市の都市計画区域は[北山・豊国原・中尾・明見・檜原下・林野・栄町・朽木・入田・中山・湯郷・大井が丘・上相・平福・檜原上・檜原中・三倉田]の全域又は一部です。	美作市役所都市住宅課で転用有無の確認をしてください。
	<b>確</b> 宅地造成工事	美作市では、旧美作町の一部の地域が指定されています。	美作市役所都市住宅課で転用有無の確認をしてください。

※ 提出時には、左端空欄の「提出時チェック欄」により、提出書類等をご確認ください。